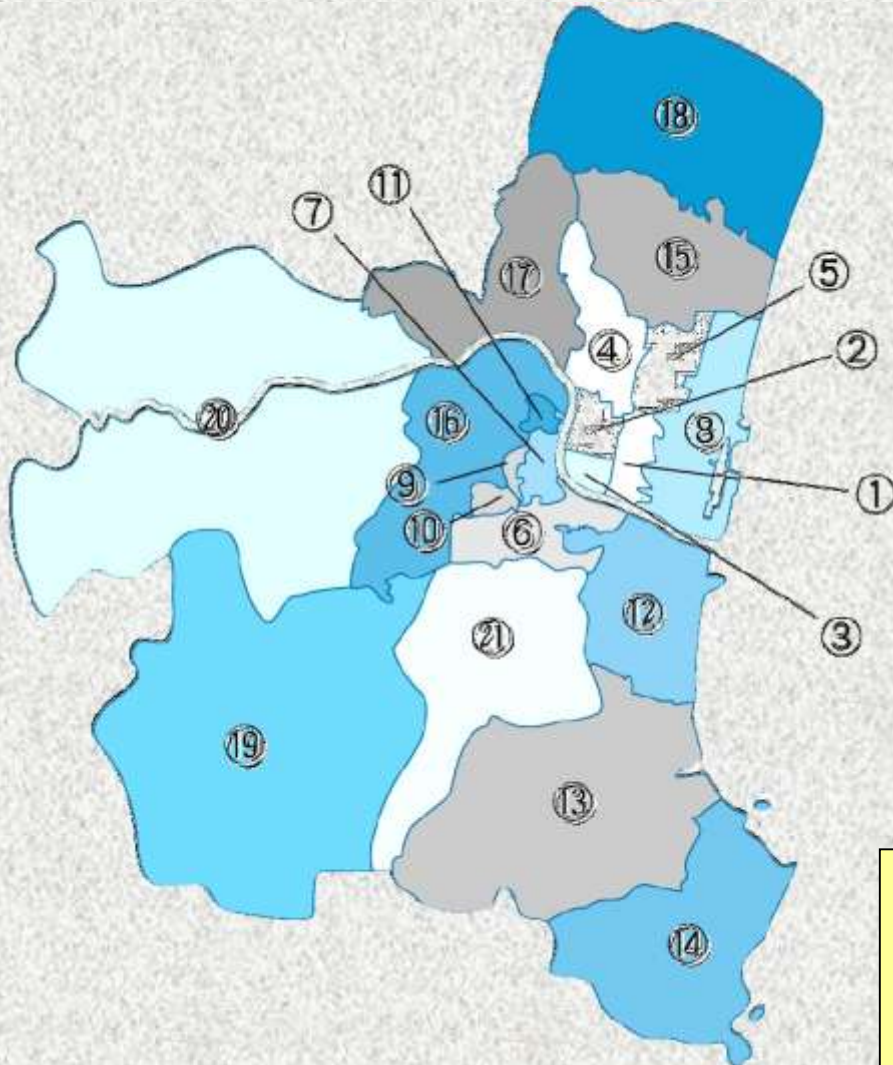


地域自治区制度による 住民主体のまちづくり

宮崎市 地域コミュニティ課

平成26年8月

◆宮崎市の地域自治区・合併特例区



平成17年9月

「宮崎市地域自治区の設置等に関する
条例」制定

平成18年1月

旧宮崎市域に15の地域自治区、
合併した佐土原・田野・高岡の旧3町域に
合併特例区を設置



- ・地域自治区の分離(21年6月、22年6月)
- ・旧清武町との合併(22年3月)
- ・佐土原・田野・高岡町合併特例区の解散
→地域自治区へ移行(23年1月)

現在(平成23年1月～)

20の地域自治区と清武町合併特例区

◆地域自治区の組織

地域協議会



《住民の組織》

- ◆地域の課題解決
- ◆市の施策に対する提言など

地域自治区事務所

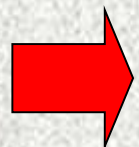


《行政職員を配置》

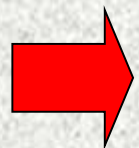
- ◆住民票発行などの窓口業務
- ◆地域からの要望の調整
- ◆地域協議会の支援

◆さらなる住民主体のまちづくりのために

①地域の課題を解決するには「活動資金」が必要

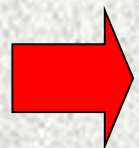


「地域コミュニティ活動交付金」の創設



財源として「地域コミュニティ税」の導入

②地域活動の実践組織が必要



「地域まちづくり推進委員会」の設置

◆地域コミュニティ税の概要

- 1 税 額 年額 一人当たり 500円
- 2 納税対象者 個人で**市民税均等割**が課税されている方
※ 約37万市民のうち約16万人が対象(H21年度)
- 3 課税方式 市民税均等割超過課税方式(法定普通税)
※ 市民税3,000円に500円を上乗せして徴収
- 4 税の用途 地域の課題解決のための活動費として、
徴収した全額を地域へ交付
- 5 税収規模 約 8, 000万円

地域コミュニティ税は平成21～22年度で廃止

◆地域コミュニティ活動交付金の配分額

【配分方法】

予算額の**3割**を交付団体に均等に配分(**均等割**)

残る**7割**を人口に応じて配分(**人口割**)

《平成26年度分》

| 地域自治区等 | 人口(人) | 配分額(千円) | 地域自治区等 | 人口(人) | 配分額(千円) |
|--------|--------|---------|--------|---------|---------|
| 中央東 | 24,380 | 4,888 | 赤江 | 57,439 | 9,840 |
| 中央西 | 19,532 | 4,161 | 木花 | 11,981 | 3,030 |
| 小戸 | 10,953 | 2,876 | 青島 | 3,779 | 1,802 |
| 大宮 | 24,624 | 4,924 | 住吉 | 21,888 | 4,514 |
| 東大宮 | 17,676 | 3,883 | 生目 | 12,023 | 3,037 |
| 大淀 | 23,201 | 4,711 | 北 | 6,831 | 2,259 |
| 大塚 | 21,191 | 4,410 | 佐土原 | 34,320 | 6,377 |
| 櫛 | 40,071 | 7,238 | 田野 | 11,250 | 2,921 |
| 大塚台 | 7,249 | 2,321 | 高岡 | 11,442 | 2,950 |
| 生目台 | 8,704 | 2,539 | 清武 | 28,886 | 5,563 |
| 小松台 | 7,027 | 2,288 | 計 | 404,447 | 86,532 |

人口は平成26年1月1日時点の住民基本台帳人口

◆事業実施までの流れ

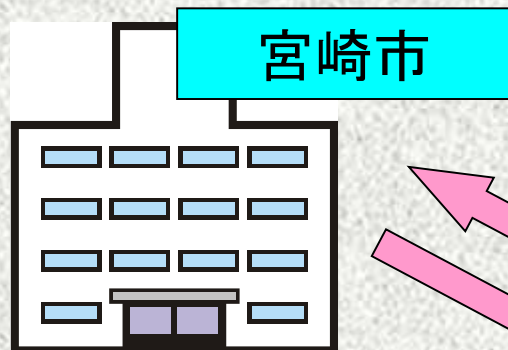
地域自治区の場合



地域協議会

①地域の課題発見、
取り組みの検討

⑤事業計画の審査



⑧交付決定・交付

⑦交付金の申請



地域まちづくり推進委員会

③事業計画の作成

⑨事業の実施

②事業計画の作成
を依頼

④事業計画について
意見を求める

⑥意見書を延べる

◆地域まちづくり推進委員会

地域協議会

構成員

会長1名
副会長1名
委員18名
(各種団体・公募)

各種団体

- ・老人クラブ・農業代表
- ・地区体育会・民児協
- ・自治公民館連絡協議会
- ・消防団・自治会・青少協
- ・子ども会育成連絡協議会
- ・小中学校PTA協議会
- ・保育園・地区社協・商店会

市長からの諮問
市長への提言

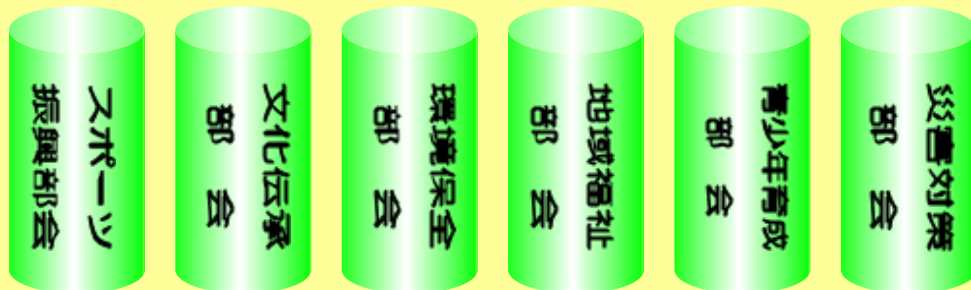
地域の課題を
解決

協力・連携

課題解決の実行要請

地域まちづくり推進委員会

| | |
|------|---------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1～2名 部会長の互選 |
| 部会長 | 部会の正・副部会長 |
| 事務局長 | 部会員の中から委員長が指名 |
| 会計 | 部会員の中から委員長が指名 |
| 監事 | 部会員の中から選出 |



地域協議会からの
課題の解決に
向けて取り組む

部会員が考える
課題の解決に
向けて取り組む

◆地域コミュニティ活動交付金の活用実績

- ◆21年度活用実績 255事業(交付額 70,016千円)
- ◆22年度活用実績 324事業(交付額 80,082千円)
- ◆23年度活用実績 380事業(交付額 79,814千円)
- ◆24年度活用実績 416事業(交付額 85,700千円)
- ◆25年度活用実績 418事業(交付額 82,483千円)

【事業の例】

○防犯・防災の分野

地域合同防災訓練
地域防災対策

○地域福祉の分野

高齢者生きがいづくり
子育てネットワークづくり

○環境の分野

環境美化運動
里山保全

○地域再生の分野

地域の賑わいづくり
ITを活用した情報発信

○健康づくりの分野

健康づくりに関する講座
スポーツ事業

○伝統文化の分野

伝統文化伝承事業
地域の歴史講演会

○地域教育の分野

生涯学習に関する事業
子どもの各種体験事業

○その他の分野

広報事業
地域のリーダー育成事業

◆地域コミュニティ活動交付金のチェック体制

①地域コミュニティ税

使途研究会

【委員】

地域協議会代表、学識経験者、
NPOなど 15名

【役割】

使途のルールづくり(運用マニュアル
の作成、検証・見直し)

②地域コミュニティ税

評価委員会

【委員構成】

税理士、学識経験者、NPOなど
8名

【役割】

執行内容の適否をチェック、
事業の評価



平成23年7月から両組織を統合し、

「**地域コミュニティ活動交付金評価委員会**」に改組



◆地域まちづくり推進委員会への支援

地域まちづくり推進委員会の活動を支援するため、その事務局の運営や、小・中学校区ごとに地域まちづくり推進委員会を設立するための補助を行っている。

- 1 補助対象** **地域まちづくり推進委員会の事務局運営に関する費用**
- 2 交付額** 上限額 178万円 ⇒ 189.5万円 (H26年度～)
 - (1) 人件費 事務処理等を行うために雇用する事務局職員の報酬及び保険料
 - (2) 事務費 原則38万円以内
事務処理等に要する経費(需用費、役務費など)
- 3 その他** 事務局職員は原則2名

人財を生かして「地域力」を向上させる取り組み

生き生きセカンドライフ応援事業

セカンドライフ応援情報誌『いきがいでBOOK』



平成25年12月～

- ・主に60代を対象とした情報誌
- ・A4判 オールカラー
124ページ
- ・60代の方がいる世帯に配布
- ・民間出版社と「協働」で作成
- ・広告掲載によりコスト抑制

地域まちづくりサポーター登録制度

平成25年12月～

- ・地域団体への加入者の減少
- ・リーダーの固定化
- ・担い手不足



元気な高齢者をはじめ、
誰でも気軽にまちづくりに参加

◆地域魅力発信プランの策定（平成24・25年度）



市職員の「地域のきずな」プロジェクトの概要

1 目的

同じ地域に居住する職員が、防災をはじめとした研修会や交流会等への参加を通じて、お互いの顔を知り、職員同士の「地域のきずな」づくりを行う。

職員の「地域のきずな」

2 地域プロジェクトの概要

市内を37地域に分けて、活動を行うための組織(地域プロジェクト)を設置。職員は、自分の居住地の地域プロジェクトに所属して、地域プロジェクトで行う活動に参加する。 ※ ただし、居住地以外の地域プロジェクトへの所属も可。



3 活動内容

地域プロジェクトごとに、毎年度、「勤務時間内の活動」と「勤務時間外の活動」をそれぞれ実施する。テーマは各地域プロジェクトにおいて決定し、活動に取り組む。

①勤務時間内の活動(例)

地域課題等の研修会



市政出前講座
を活用した研修会

②勤務時間外の活動(例)

地域で実施される
活動への参加



交流会の開催

2014年8月6日

第2回 都市自治体とコミュニティの協働による
地域運営に関する研究会

- 無断転載、複製および転訳載を禁止します。
- 引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。
- This paper is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this paper requires indication of the source.



公益財団法人

日本都市センター

